

○文部科学省告示第百十四号

スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則（平成十年文部省令第三十九号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十年文部科学省告示第十号（スポーツ振興投票の実施等に関する法律施行規則第七条第一項の規定に基づく文部科学大臣が定める数）の一部を次のように改正する。

令和四年八月二十九日

文部科学大臣 永岡 桂子

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇八 「略」</p> <p>九 対象となる競技会の数が一であるスポーツ振興投票</p> <p>一〇 対象となる競技会の数が二であるスポーツ振興投票</p>	<p>一〇八 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公布の日から施行する。